

# 生衛 かながわ

NO.77

《季刊》'13 秋季号

The Sei-ei Kanagawa

<http://www.seiei-kanagawa.jp/>

(財)神奈川県生活衛生営業指導センター  
創立30周年記念式典が開催されました

(財)神奈川県生活衛生営業指導センター創立30周年記念式典が平成25年2月27日(水)ヨコハマグランドインターチェンナルホテルにおいて盛大に開催されました。当日は、神奈川県副知事、県議会議長をはじめ多数のご来賓のご臨席を賜り、約150名の方々にご出席いただきました。また、神奈川県知事より指導センターに感謝状の贈呈がありました。



感謝状贈呈式



記念式典

## contents

P2

就任のごあいさつ

P4

栄えある受賞おめでとうございます

P5

行政ニュース

P6

指導センターからのお知らせ

P7

生活衛生融資のご案内

P8

生同組合一覧表

## 就任のごあいさつ

当指導センターの理事に就任しました各組合理事長を紹介いたします。  
昨年度は30周年記念誌を発行し、掲載できなかつた分も併せて掲載しています。



神奈川県理容生活衛生同業組合

理事長 倉田一之

平成24年5月に理容組合の理事長に就任いたしました。  
当組合におきましては、平成23年度末までに5年以上かけて検討してきた機構改革・支部再編を平成24年4月に実施いたしました。

支部数を41から27に、理事数を45名から31名に減らした体制で、事業を行なっておりますが、組合員の皆様と共に、色々な課題に真摯に向き合い、各年度事業計画の中でしっかり目標を立てて組合運営を進めたいと考えております。

当組合では重点として、機関紙「RIYOKANAGAWA」やホームページ「ザンギリWeb」などを通じての組合・組合店PR、中学校や高校での理容体験学習など後継者育成事業、技術向上のための各種講習会の実施、組合員他が安心して働けるよう、全理連5共済の加入促進などの各事業を着実に進め、魅力ある組合作りをして行きたいと考えております。

また、理事長就任以来、最重点事項として力を入れていた

「第57回関東甲信越理容競技大会・理容2013メッセージ大会」を平成25年7月に横浜文化体育館で開催いたしました。この大会は、1都9県から93名の代表選手が出席し、他県からも大勢の観客を迎え、開会式には、八亀理事長、平山会長の出席を得て、成功裡のうちに終了いたしましたが、これは、組合員の皆様の尽力、関係者各位のご支援の賜物と深く感謝しております。

最後になりますが、今後も生活衛生営業の発展のため、努力してまいりますので、指導センターをはじめ、各組合のご指導・ご支援を承りますよう、よろしくお願ひいたします。



神奈川県興行生活衛生同業組合

理事長 内嶋一雄

この度、平成24年5月の当組合通常総会にて前手塚理事長の後任として理事長に就任致しました。大変厳しい時に就任ましたが、微力ながら組合員の皆様の為に全力を尽くしたいと思っています。

映画業界はシネコンの増加、従来からある劇場の減少、および技術革新によるデジタル化の波が押し寄せています。さらに映画界全体にとって影響が大と思われる消費税率アップの問題があります。

ご存知の様に映画館は内税方式で、さらに1円2円の端数の付く価格はありません。100円単位が入場料金の基本です。例えば現在の料金の内訳はおよそ1714円に消費税分86円があつて1800円になっています。

8%になった場合、値上げしないと1667円、消費税133円になります。実質減収になります。1%きざみで消費税率がアップ

すると券売の為のコストが馬鹿になりません。

各映画関係はどう対処するか検討していると思いますが、入場料金を現行のままにするのか、他業種の様に入場料と消費税を区別するのか結論が出ていません。今年度の重大課題です。

経験不足の理事長ですが、センターを始め関係各位の皆様のご指導を仰ぎ、組合員と共に歩んでいきたいと思います。今後ともよろしくお願い申し上げます。





この度、平成25年度総会において理事長に選任され、重責を担うこととなりました。

政権交代により、景気は少しずつ回復傾向にあるとの事ですが、旅館業は依然として厳しい経済情勢の中にあります。組合としてNHK放送受信料団体取りまとめの還元制度がある事から、それを目的に加入される宿泊施設も以前よりは増えていますが、それでも景気の低迷と比例するように組合員数は年々減少しているのが実情であります。そんな折の就任ではありますが、組合の活性化、及び業界の発展のためにも力の限り努力をしていく所存でございます。

旅館業界としましては、今年は国において「耐震改修促進法」の一部が改正され、耐震診断が義務付けられました。このことは旅館業にとって財政負担等の面で大変大きな問題となるものであります。法の重要性は理解した上で、組合員の負担軽減策などについて、県や市町村等への働きかけを行って

### 神奈川県旅館生活衛生同業組合

理事長 鈴木茂男

いるところであり、実現に向け引き続き要望活動を行っていく予定でございます。このほか、来年度からの消費税増税に関して要望を続けておりました外税表示が認められ、今後は業界内での外税表示の統一の検討、また、今年が見直し時期となる受動喫煙防止条例への取り組みなど課題は沢山ございますが、組合員の声を集めつつ、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

神奈川県では「観光立県かながわ」の実現を目指し、新たな計画が本年よりスタートしております。我々旅館業としましても「おもてなし」の心を忘れずに、お客様との繋がりを重要視するという最も基本的な事を芯に、計画に協調して取組んでいく必要性を感じております。

役員一同、組合及び業界発展のため、一層の努力を続けてまいりますので、ご指導ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



この度、当組合の平成25年度通常総会におきまして、理事長に就任いたしました。

時局厳しき折に就任した、その任務の重大さを痛感しております。

銭湯の発祥は奈良時代までさかのぼり、鎌倉時代の文献には「銭湯」という言葉が現れています。それ以前聖徳太子時代、仏教では沐浴の功德を説き、汚れを洗うことは仏に仕える者の大切な仕事と考えました。「温室教」という沐浴の功德を説いた経文もあり、昔から日本の文化・裸の付き合い・社交場と慕われるようになりました。

当組合は公衆衛生の向上と増進に資することを目的として、昭和34年に設立され、その当時は高度成長により人口増加等で銭湯は人で混み合ってましたが、今では各種温浴施設との競合等で、利用者の減少を招いております。

### 神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合

理事長 山崎潤一

しかし、これから迎える少子高齢社会の中、銭湯の役割は大変重要なと思います。地域住民の生活衛生の確保、地域の社交場としての「地域コミュニティ銭湯」、地域子育て、高齢者の入浴機会等、コンパクトシティ社会の核となると思います。

組合員一同、勤労者・労働者の疲れと心を癒す場、そして地域の人たちの憩いの場として在り続けるためにも、新しいお客様に銭湯の良さを知ってもらい、利用してもらうために多くの事業を展開し続け、これからも「地域のコミュニティ銭湯」で在り続ける事を目指します。

今後も業界発展のため、役員一同全力を尽くしてまいりますので、前任者同様のご指導・ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

# 栄えある受賞おめでとうございます

(敬称略)

## 春の褒章 (平成25年4月29日)

### 【黄綬褒章】

本田 誠一(神奈川県理容生活衛生同業組合名誉講師)

## 県民功労者表彰 (平成25年6月3日)

### 【保健衛生】

鈴木 映史(神奈川県飲食業生活衛生同業組合副理事長)

鈴木 邦彦(元 神奈川県美容業生活衛生同業組合副理事長)

## 全国中央会理事長表彰 (平成24年10月26日)

### 【生活衛生功労】

久原 弘子(美容業)／大矢 浩(興行)

山崎 潤一(公衆浴場業)／山本 龍行(公衆浴場業)

安岡 重高(旅館)／出川 修治(麺類)／石井 弘(麺類)

入内嶋隆良(食肉)／奥山 助治(飲食業)／芹澤 孝彰(鮨商)

鈴木 隆(食鳥肉販売業)／河原 茂樹(喫茶飲食)

久保田角男(中華料理業)

## 県生活衛生同業組合中央会会長表彰 (平成24年8月1日)

### 役員表彰者 60名

| 所 属 組 合     | 受 賞 者 名   |
|-------------|---|
| 鮨 商(2名)     | 佐藤 敏信／松濤 正秀   |
| 麺 類(4名)     | 鈴木 孝一／大津 信次／中村 修一／渡辺 伸一   |
| 中華料理業(3名)   | 猿渡道太郎／宮館 真／中西 孝幸  |
| 飲 食 業(20名)  | 由井原利夫／山田 洋子／神田 省洋／大吉 節子／佐々木 保／古谷 宏／井上 圓三／小清水 熱<br>田中 和夫／望月 隆／杉本多美江／岩瀬 厚志／高橋 利春／古関 幸夫／島崎 恒美／屋良 幸子<br>市川 忠／石塚 浩一／大岩 豊／出浦 克佳 |
| 喫 茶 飲 食(4名) | 室井久美子／小山 正二／田中 光子／今井日出男   |
| 旅 館(1名)     | 太田 秀明   |
| 簡易宿泊業(1名)   | 岡部 榮子   |
| 理 容(15名)    | 田澤 直樹／高野 正俊／澤幡 謙三／佐々布 進／岡本有次郎／松矢 陽一／前田 浩／松井 幸男<br>下蘭 照記／岩瀬 芳郎／箕輪 孝一／和田三津男／五十嵐 武／形山 達夫／芳賀 正己                               |
| 美 容 業(6名)   | 坂田キサ子／小山田 章／大越 京子／メ野 明美／池田 正一／佐々木好子   |
| 興 行(2名)     | 鈴木 巧／久保 正則  |
| 公衆浴場業(2名)   | 福井 正隆／土佐 広介   |

### 職員表彰者 4名

|           |             |
|-----------|-------------|
| 社交飲食業(2名) | 力 富貴江／大中 英子 |
| 公衆浴場業(1名) | 平野 浩美       |
| 中 央 会(1名) | 多和田奈津子      |



## 県生活衛生同業組合中央会会長表彰 (平成25年8月1日)

### 役員表彰者 69名

|             |   |
|-------------|---|
| 鮨 商(2名)     | 川田 八郎／安部 政富   |
| 麺 類(4名)     | 加藤 吉彦／高山 通夫／羽山 宏／佐藤 敏彦  |
| 中華料理業(3名)   | 蓮尾 純昭／陳 寛明／神崎 耕樹  |
| 社交飲食業(1名)   | 柳 武彦  |
| 飲 食 業(19名)  | 大隅 俊昭／菅野 耕市／飯田由紀子／飯田 勝宏／高橋 正二／斎藤 道子／飯鉢 雅由／高山みや子<br>伊東きみえ／仲田 米子／山賀 勉／宇積 常道／盛田 文雄／墓前 豊／鎌田美佐子／相澤 孝夫<br>植村 郁夫／亀ヶ谷吉朗／河野 光孝 |
| 喫 茶 飲 食(3名) | 宮田 博夫／吉川 清子／前田 照美   |
| 食 肉(1名)     | 長島 栄八   |
| 氷雪販売業(1名)   | 山本 三郎   |
| 旅 館(1名)     | 伊藤喜美子   |
| 簡易宿泊業(1名)   | 吉川 幸男   |
| 理 容(15名)    | 山上 昌也／坂上 仁／小堀 謙蔵／大久保泰司／槐 三佐男／武田 直之／五十嵐清美／福島 栄夫<br>杉崎 勇雄／荒井 勉／大井 邦康／鈴木 貞子／遠藤 正弘／浜 洋／横山 一夫                              |
| 美 容 業(8名)   | 荒井 清隆／白水 秀毅／釜澤 正俊／青田 澄子／大川 晃一／戸田 紗子／八木 保信／浦越 敏明   |
| 興 行(1名)     | 納谷美紗登   |
| 公衆浴場業(2名)   | 石塚 嘉秀／土田 真弘   |
| クリーニング(7名)  | 木賀 忠勇／中杉 春生／篠田 靖忠／石 敏夫／斎藤 静夫／山本 保夫／川原 勝雄  |

### 職員表彰者 1名

|         |       |
|---------|-------|
| 食 肉(1名) | 田辺 康枝 |
|---------|-------|

# 行政 NEWS

神奈川県保健福祉局保健医療部がん対策課

## 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例について

### 1 受動喫煙防止条例のあらまし

本県では、受動喫煙による健康への悪影響から県民を守るために、平成22年4月から「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」を施行しています。

条例では、不特定又は多数の者が出入りすることができる室内又はこれに準ずる環境を有する施設を規制対象としており、病院や学校、物販店などの第1種施設は禁煙、飲食店や宿泊施設、理美容所等の第2種施設は禁煙又は分煙の措置を義務づけ、施設の入口に「禁煙」や「分煙」の表示をしていただくこととしています。

ただし、パチンコ店やマージャン店等の風営法対象施設、一定の規模以下の小規模飲食店、小規模宿泊施設は、特例第2種施設として条例の規制は努力義務となっています。



「禁煙」や「分煙」の表示

### 2 受動喫煙防止対策に取り組む事業者の支援について

本県では、条例に基づき受動喫煙防止対策に取り組む事業者の皆様を支援していますので、ぜひ御利用ください。詳しくは、がん対策課たばこ対策グループ（電話045-210-5025）までお問い合わせください。

#### (1) 分煙技術アドバイザー・分煙技術相談会

お店の分煙や喫煙所設置をお考えの方に対し、県がアドバイザーを無料で派遣し、具体的な分煙方法などを提案します。また、無料の相談会を開催しています。

#### (2) 融資・利子補給

小規模事業者が条例に適合した分煙設備等を整備する場合に御利用いただける融資と利子補給の制度を設けています。

#### (3) 条例協力店

特例第2種施設の飲食店（延べ床面積から調理場の面積を除いた面積が100m<sup>2</sup>以下）などが第2種施設と同等以上の禁煙や分煙を実施している場合、県に登録いただくと、「条例協力店」ステッカーを提供し、県ホームページで店名や所在地等を紹介します。

### 3 条例の見直し検討について

本条例の附則では、施行日から3年を経過することに見直しの検討を行うことにしており、今年度、その検討を進めています。

検討にあたっては、県民や条例対象施設を対象にした「受動喫煙に関する県民意識調査・施設調査」や、生活衛生同業組合等の団体への意見照会を実施したほか、学識者や関係団体等で構成する神奈川県たばこ対策推進検討会において検討を行っています。

この検討会には、より幅広い意見を踏まえて検討するため、「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」見直し検討部会を設けており、県喫茶飲食生活衛生同業組合及び県旅館生活衛生同業組合からも委員に御就任いただいている。

本県では、調査や意見照会の結果、検討会・部会での検討結果を踏まえて、年内に見直しの要否を判断し、県議会に報告する予定です。



# 指導センターからのお知らせ

## クリーニング師研修・業務従事者講習開催について

クリーニング師及び業務従事者の方は、「クリーニング業法」により3年に1度受講することが義務付けられています。開催日程等は下記のとおりです。

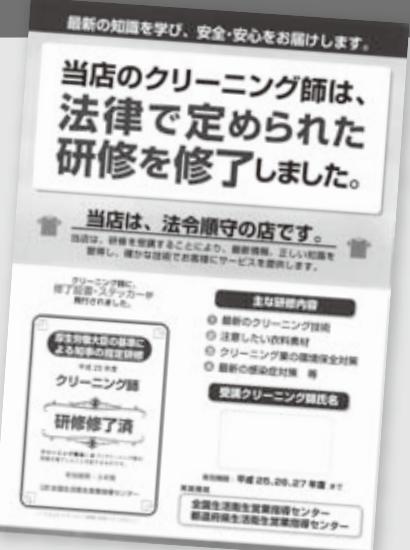
受講を修了された方には、修了証書、修了済みステッカーが交付されます。さらに、クリーニング師研修の修了者には受講済みポスター(A3版)も配付されます。

### 1 クリーニング師研修会

| 開催月日      | 会 場                | 所在地              |
|-----------|--------------------|------------------|
| 10月23日(水) | 川崎市産業振興会館 ホール      | 川崎市幸区堀川町66-20    |
| 11月10日(日) | かながわ労働プラザ 3階多目的ホール | 横浜市中区寿町1-4       |
| 2月18日(火)  | かながわ県民センター 2階ホール   | 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 |

### 2 業務従事者講習会

| 開催月日      | 会 場                | 所在地              |
|-----------|--------------------|------------------|
| 10月22日(火) | 川崎市産業振興会館 ホール      | 川崎市幸区堀川町66-20    |
| 11月17日(日) | かながわ労働プラザ 3階多目的ホール | 横浜市中区寿町1-4       |
| 2月19日(水)  | かながわ県民センター 2階ホール   | 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 |



クリーニング師研修 受講済みポスター

## 平成25年度経営特別相談員研修会を開催

平成25年8月27日(火)万国橋会議センターで、平成25年度経営特別相談員研修会を開催しました。

毎回、経営に関するテーマを設けていますが、今年度はより実務的な観点から、中小企業診断士の藤村典子氏に「すぐに使える!『超実践的』経営指導」と題した講演をしていただき、多くの参加者から「大変参考になった」との感想が寄せられました。なお、講演・講義の内容は以下のとおりです。



### 1 すぐに使える!『超実践的』経営指導

神奈川県中小企業診断協会 藤村 典子 氏

### 2 生活衛生関係営業経営改善資金

(株)日本政策金融公庫 横浜支店  
融資第二課長 板橋 健史 氏

融資制度の概要と取扱いの留意点について

### 3 特別相談員制度及び生衛組合の役割について

(公財)全国生活衛生営業指導センター 主事 安達 幸男 氏

#### 指導センター等の下半期の主な行事予定

- 標準営業約款登録の周知月間  
11月予定
- 生衛業景気動向調査  
12月上旬、2月上旬
- 理事会・総会  
12月上旬、3月上旬
- 標準営業約款審査委員会  
1月下旬
- 分野調整協議会  
3月上旬
- 振興助成交付金事業  
9月から継続実施
- 役員研修  
11月12日(火)～13日(水)



## 創立30周年記念事業へのご協力に感謝いたします

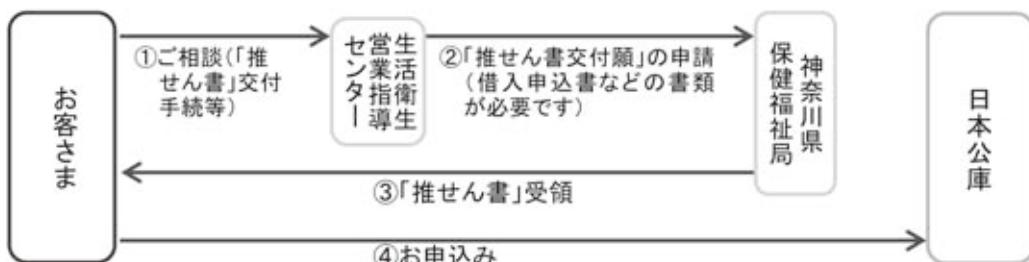
指導センターの創立記念事業は記念誌の発行と記念式典の2本立てで行いました。通常は年に数回の機関誌の発行の役割を担っていた広報委員会が指導センター事務局とともにこの任に当たりました。予算なし、準備期間わずか3か月でスタートした初めてのこの大事業、絆余曲折はありましたがなんとか記念誌完成、式典も終えることができました。時間のない中、広告を集めさせていただいた各組合の理事長、役員の皆様に御礼致します。広報委員長 大塚修一



# 生活衛生融資のご案内

## 一般貸付

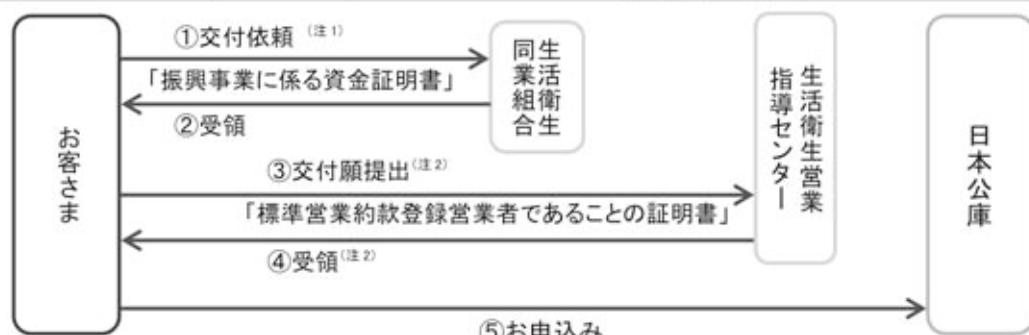
| ご利用いただける方    | お使いみち | ご融資額                | ご返済期間 | 利 率 (年)  |
|--------------|-------|---------------------|-------|--|
| 生活衛生関係営業を営む方 | 設備資金  | 7,200万円以内<br>～4億円以内 | 13年以内 | 基準利率: 1.55%～4.00%<br>特別利率 B: 0.90%～3.35%<br>特別利率 C: 0.65%～3.10%<br>特別利率 E: 0.55%～2.60% |



※「推せん書」交付申請時の必要書類については、日本公庫の支店または生活衛生営業指導センターにご相談ください。

## 振興事業貸付

| ご利用いただける方                              | お使いみち | ご融資額                        | ご返済期間                  | 利 率 (年)   |
|--|-------|-----------------------------|------------------------|---|
| 振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員、または組合に加入される方 | 設備資金  | 1億5,000万円以内<br>～7億2,000万円以内 | 18年以内                  | 基準利率: 1.55%～4.00%<br>特別利率 B: 0.90%～3.35%<br>特別利率 C: 0.65%～3.10% |
|  | 運転資金  | 5,700万円以内                   | 5年以内<br>(特に必要な場合、7年以内) | 基準利率: 1.55%～3.80%<br>特別利率 A: 1.15%～3.40%                        |



注1 振興事業に係る事業計画書を策定している場合は、合わせて事業計画などの確認を依頼します。

注2 ③と④は標準営業約款登録営業者の方のみ必要です。なお③、④は生活衛生同業組合を経由でも可能です。

※ご融資額は、業種によって異なります。※利率は、平成25年8月9日現在のものです。

※お使いみち、ご返済期間または担保、保証人の有無によって異なる利率が適用されます。

※審査の結果、お客様のご希望に沿えないことがあります。



## 日本政策金融公庫

|        |        |                   |
|--------|--------|-------------------|
| 横浜支店   | 国民生活事業 | Tel: 045-201-9913 |
| 横浜西口支店 | 国民生活事業 | Tel: 045-311-2648 |
| 川崎支店   | 国民生活事業 | Tel: 044-211-1236 |
| 小田原支店  | 国民生活事業 | Tel: 0465-23-3175 |
| 厚木支店   | 国民生活事業 | Tel: 046-222-3487 |

## 神奈川県生活衛生同業組合一覧

●鮨 商 (理事長・田邊 好光)  
 〒231-0065 横浜市中区宮川町2-55  
 ☎045-242-3345 ルリエ横浜宮川町3F 301号

●麺 類 (理事長・出川 修治)  
 〒231-0055 横浜市中区末吉町3-44  
 ☎045-263-1531

●中華料理業 (理事長・張 学金)  
 〒231-0045 横浜市中区伊勢佐木町3-107  
 ☎045-252-3914 飯田屋ビル202号

●社交飲食業 (理事長・平山 正晴)  
 〒231-0015 横浜市中区尾上町3-45-2  
 ☎045-323-9516 ヴァルス尾上町401号

●料理業 (理事長・大塚 修一)  
 〒222-0025 横浜市港北区篠原西町17-16  
 ☎045-434-3200

●飲 食 業 (理事長・柳川 一朗)  
 〒231-0033 横浜市中区長者町8-134  
 ☎045-251-8873 湘南信金ビル8階

●喫茶飲食 (理事長・八亀 忠勝)  
 〒231-0033 横浜市中区長者町8-131  
 ☎045-251-8977 ヤカメリビル4階

●食鳥肉販売業 (理事長・斎藤 武彦)  
 〒221-0054 横浜市神奈川区山内町1-1  
 ☎045-441-5185 横浜食鳥鶏卵(株)内

●食 肉 (理事長・上野 好一)  
 〒244-0002 横浜市戸塚区矢部町969-38  
 ☎045-865-3391

●冰雪販売業 (理事長・松浦 矢久)  
 〒231-0064 横浜市中区野毛町2-64  
 ☎045-231-1771 野毛産業KK内

●理 容 (理事長・倉田 一之)  
 〒235-0036 横浜市磯子区中原1-1-14  
 ☎045-771-3422

●美 容 業 (理事長・澤飯 廣英)  
 〒231-0058 横浜市中区弥生町2-15-1  
 ☎045-261-0131 ストークタワー大通り公園Ⅲ902号

●興 行 (理事長・内嶋 一雄)  
 〒231-0005 横浜市中区本町3-24-2  
 ☎045-664-3252 ニュー本町ビル8F

●旅 館 (理事長・鈴木 茂男)  
 〒250-0311 箱根町湯本698  
 ☎0460-85-5520

●簡易宿泊業 (理事長・山田 欣次)  
 〒210-0024 川崎市川崎区日進町9-17  
 ☎044-222-7986

●公衆浴場業 (理事長・山崎 潤一)  
 〒232-0022 横浜市南区高根町2-10  
 ☎045-231-3341

●クリーニング (理事長・浦島 昭夫)  
 〒231-0003 横浜市中区北仲通2-20  
 ☎045-201-7544 クリーニング会館内

※注:各組合の正式名称は、組合名(太字)の頭に神奈川県と冠し、組合名のあとに生活衛生同業組合と付けます。

**理容店、美容店、クリーニング店、めん類飲食店、一般飲食店の  
お店選びはSマーク登録店で!**

標準営業約款(Sマーク)



**安全・安心の  
しるし。**

Sマークは、厚生労働大臣認可の標準営業約款制度に従つて営業しているお店です。

このSマークを店頭に表示しているお店なら安全、清潔、安心が保証され、皆様の信頼できるお店選びの大きな目安となります。また万一の場合、事故賠償基準に基づいた補償も受けられます。

**財団法人神奈川県生活衛生営業指導センター  
 ☎ 045-212-1102**